

# 国東市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

## 【概要版】

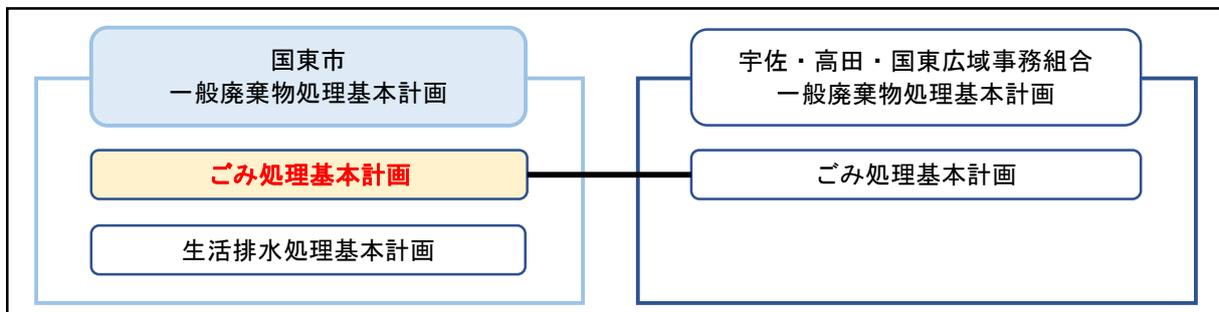
### 1 一般廃棄物処理基本計画策定の趣旨等

本市では、平成29年3月に、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の見直し（前計画）を行い、日常的に排出される一般廃棄物の適正処理及び資源化に努めてきました。前計画が令和3年度に計画期間が満了するため、新たに、令和4年度を初年度とした「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（本計画）の策定を行います。本計画では、本市が長期的・総合的視点に立って、循環型社会形成のための計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針として、ごみの発生から収集運搬、中間処理及び最終処分に至るまでの適正な処理を進めるために必要な基本事項を定めることを目的として策定するものです。

なお、本市、宇佐市、豊後高田市で構成する宇佐・高田・国東広域事務組合（組合）が令和7年度の供用開始を目標に進めている、「広域ごみ処理施設」の計画を踏まえて策定します。

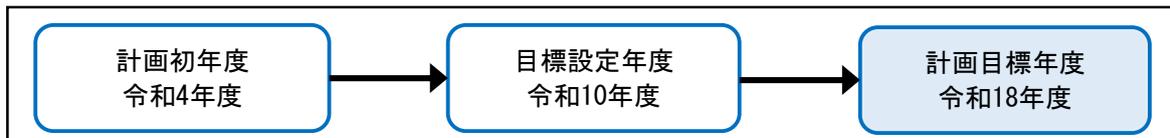
### 2 計画の位置付け

国の法律・計画等を踏まえるとともに、県の廃棄物処理計画や組合が策定した「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（令和2年3月）」等と整合性を図ります。



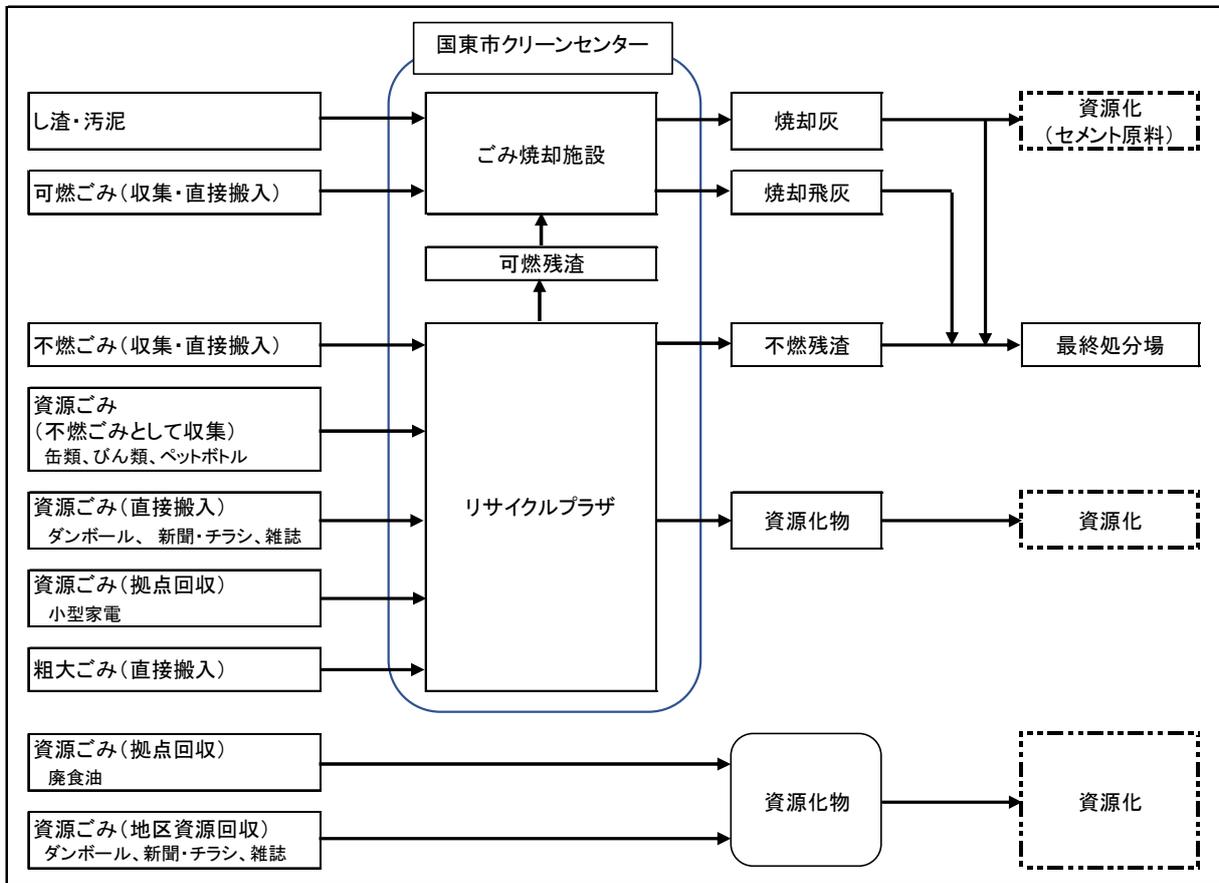
### 3 計画の策定期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和18年度の15年間とし、計画目標年度を令和18年度とします。また、組合が策定した「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」では、令和10年度を目標年度に設定しています。本計画においても、組合との整合性を図るために、令和10年度を目標設定年度とします。



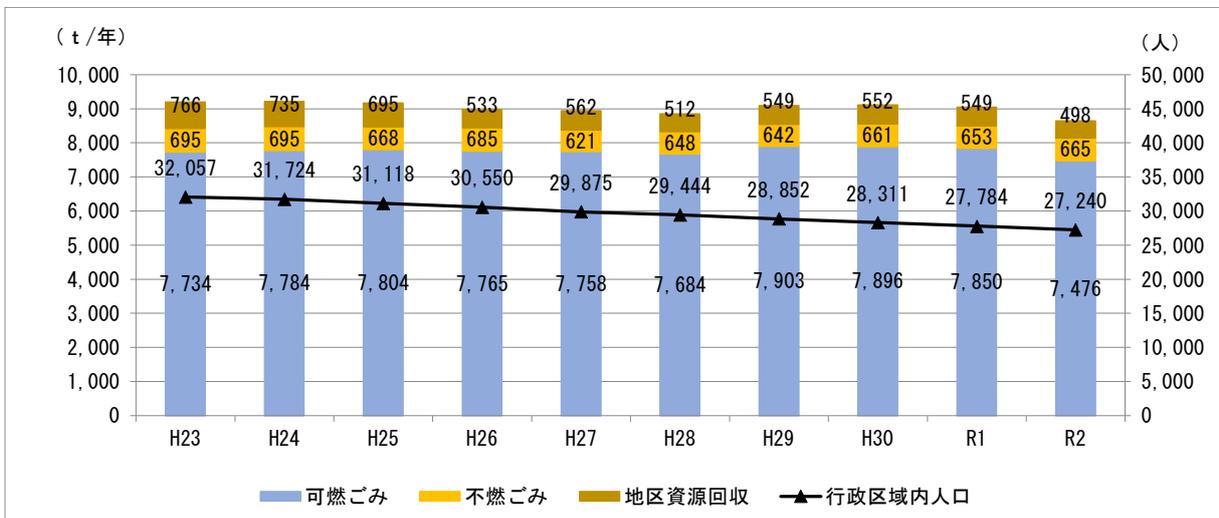
(1) 現状のごみ処理・処分フロー

本市のごみ処理における処理の流れは以下のとおりです。



(2) 行政区域内人口とごみ発生量の実績

行政区域内人口は減少傾向で推移し、平成 23 年度から令和 2 年度までの 10 年間で 4,817 人減少しました。また、ごみの排出量も減少傾向で推移し、総排出量は 556 t、可燃ごみは 258 t、不燃ごみは 30 t、地区資源回収は 268 t 減少しています。



### (3) 前計画で設定した目標の達成状況

前計画においては、減量化目標として家庭系ごみと事業系ごみを、目標設定年度（令和元年度）において推計されたごみ排出量に対し 10%削減、資源化目標としてリサイクル率を 24%以上、最終処分率を 5%以下とする目標を掲げていました。

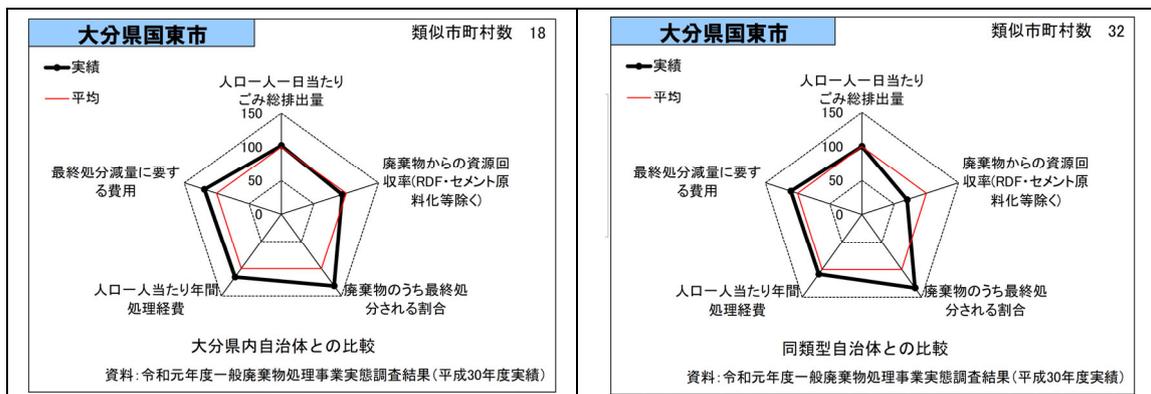
家庭系ごみの 1 人 1 日当たり排出量は、目標値に対し約 108 g/人・日上回り、事業系ごみの 1 日当たり排出量は、目標値に対し 0.51 t/日上回り目標を達成できていません。また、資源化率、最終処分率も目標を達成できませんでした。

項目\年度	単位	目標 令和元年度	実績 令和元年度	達成状況
家庭系ごみ 1人1日当たり排出量	g/人・日	470.21	578.62	未達成 (+108.41 g/人・日)
事業系ごみ 1日当たり排出量	t/日	8.15	8.66	未達成 (+0.51 t/日)
資源化率	%	24以上	17.62	未達成 (-6.38ポイント)
最終処分率	%	5以下	5.82	未達成 (+0.82ポイント)

### (4) 類似都市・県内他都市との比較（一般廃棄物処理システム分析比較）

人口 1 人 1 日当たりごみ総排出量は、大分県内の自治体及び同類型の自治体と、同程度の数値を示しています。廃棄物からの資源回収率は、大分県内の自治体とは同程度ですが、同類型の自治体より低い数値になっています。廃棄物のうち最終処分される割合は、大分県内の自治体及び同類型の自治体より良好な数値を示しています。

	大分県内自治体との比較	同類型自治体との比較
1 人 1 日当たりごみ総排出量 [kg/人・日]	0.890 < 0.910 (平均)	0.890 < 0.893 (平均)
廃棄物からの資源回収量 (RDF・セメント原料化を除く) [t/t]	0.118 < 0.126 (平均)	0.118 < 0.168 (平均)
廃棄物のうち最終処分される割合 [t/t]	0.058 < 0.085 (平均)	0.058 < 0.087 (平均)
人口 1 人当たり年間処理経費 [円/人・年]	11,888 < 14,092 (平均)	11,888 < 12,974 (平均)
最終処分減量に要する費用 [円/t]	36,620 < 45,137 (平均)	36,620 < 40,934 (平均)



## 5

### ごみ処理の課題の抽出

#### (1) ごみの排出抑制に関する課題

令和2年度のごみ総排出量は平成23年度の実績から844t減少していますが、1人1日当たりの排出量は約85g増加しています。また、前計画では、令和元年度において推計された排出量から、家庭ごみは1人1日当たり排出量、事業系ごみは1日当たり排出量を10%削減することを目標としていましたが、それぞれ上回って（未達成）います。よって、市民や事業者に対して、排出抑制及び資源化物の分別排出を徹底する必要があります。

#### (2) 資源化に関する課題

資源化率は減少傾向を示し、令和2年度は平成23年度より約1.34ポイント減少しています。また、国及び大分県の資源化率と比較して、低い現状にあるため、循環型社会構築を目指して、さらなる資源化率向上の取組が必要です。

#### (3) 収集・運搬に関する課題

広域ごみ処理施設の供用開始後も、サテライトセンター（ごみ中継施設）までの収集・運搬は本市が主体となって行います。広域ごみ処理施設は、本市から距離が離れているために、安全性・効率性を考慮してサテライトセンターを整備する必要があります。

#### (4) 中間処理に関する課題

焼却処理量は、令和2年度を除き、平成23年度から令和元年度までは横ばいで推移しています。ごみの排出抑制や分別排出を実施することで焼却処理量の低減化に努める必要があります。

#### (5) 最終処分に関する課題

最終処分量は大分県内の自治体や同類型自治体と比較して低い状態であり問題はありません。広域ごみ処理施設の供用開始後は、不燃残渣の埋立は組合が主体となって行いますが、最終処分場の施設管理を今後も本市で行うため、適切な施設管理の実施に努める必要があります。

## 6

### ごみ処理の基本方針

#### (1) ごみ処理の基本理念

循環型社会を構築するため、「持続可能な開発目標（SDGs）」を共通認識として、行政・市民・事業者が取組みを加速することが重要です。前計画では、「持続可能な循環型社会構築による安全で快適な生活環境づくり」を基本理念として掲げましたが、この理念は普遍的なものであり、現在及び未来において有効であることから、本計画でも引き継ぎます。

#### 【 ごみ処理の基本理念 】

持続可能な循環型社会構築による安全で快適な生活環境づくり

## (2) 基本方針

行政・市民・事業者が一体となって、①発生抑制（リデュース）、②再利用（リユース）、③再生利用（リサイクル）の3Rの取り組みを推進するとともに、環境教育・啓発活動の充実や再資源化に努めます。また、環境に配慮した安全で効率的な廃棄物処理システムの構築を行い、ごみの適正処理を図ります。

### 【排出抑制と資源化の推進】

排出抑制や資源化に対する意識の向上、行動の定着を推進していきます。

- 発生抑制（リデュース）：ごみを出来るだけ出さないための取り組み。
- 再利用（リユース）：使えるものを繰り返し利用する取り組み。
- 再生利用（リサイクル）：ごみを原料の状態に戻し、新たな製品として利用する取組み。

### 【環境教育・啓発活動の充実】

市民、事業者に対してごみの減量化・再利用及び資源化について関係団体等と協力しながら教育・啓発を図っていきます。

### 【再資源化計画】

#### ●国東市による再資源化

拠点回収と地区資源回収ごみの独自の資源化ルートにより資源化を実施し、その他の資源ごみは、リサイクルプラザで破碎・選別を行い資源化の推進を図ります。

#### ●組合による再資源化

広域ごみ処理施設の供用開始後は、缶類、びん類、ペットボトル等の資源化の他、不燃ごみを破碎し、その中から金属類を回収します。また、焼却処理によって発生する焼却残渣については、セメント原料化による再資源化を実施します。

### 【環境に配慮した安全で効率的な廃棄物処理システムの構築】

#### ●収集・運搬

ごみ処理が広域処理に移行した後も、本市圏域の収集・運搬は本市が主体となり実施します。なお、広域ごみ処理施設の建設予定地から遠方となるため、サテライトセンターの整備を組合にて計画しています。

#### ●中間処理

組合の広域ごみ処理施設が供用開始されるまでの期間においては、本市が保有する国東市クリーンセンターで適正処理及び資源化の推進を図ります。

広域ごみ処理施設の供用開始後は、組合が主体となって中間処理を実施します。

#### ●最終処分

組合の広域ごみ処理施設が供用開始されるまでの期間においては、本市が保有する国東市最終処分場で最終処分を実施します。

広域ごみ処理施設の供用開始後は、組合が主体となって埋立処分を実施します。ただし、最終処分場を閉鎖するまでの期間、今後も本市が主体となって施設の維持管理を行います。

## 【ごみ排出量の抑制目標値】

目標設定年度（令和 10 年度）において推計されたごみ排出量に対し、

## ●家庭系ごみ排出量

資源・集団回収を除く 1 人 1 日当たり排出量を 463.85 g/人・日以下に削減します。

## ●事業系ごみ排出量

1 日当たり排出量を 12%削減します。

家庭系ごみ （資源・集団回収を除く）	令和 10 年度 （基準値）※	令和 10 年度 （目標設定年度）	令和 18 年度 （計画目標年度）
排出量	538.48 g/人・日	463.85 g/人・日	463.85 g/人・日

※令和 10 年度の基準値とは、排出抑制策を実施しない場合の排出量。

事業系ごみ	令和 10 年度 （基準値）※	令和 10 年度 （目標設定年度）	令和 18 年度 （計画目標年度）
排出量	8.12 t/日	7.14 t/日	6.83 t/日

※令和 10 年度の基準値とは、排出抑制策を実施しない場合の排出量。

## 【資源化の目標値】

目標設定年度（令和 10 年度）において、

- 総排出量に対する資源化量の割合を 16.5%以上とします。

資源化	令和 10 年度 （目標設定年度）	令和 18 年度 （計画目標年度）
資源化量	1,328 t/年	1,184 t/年
資源化量の割合	18.92%	18.80%

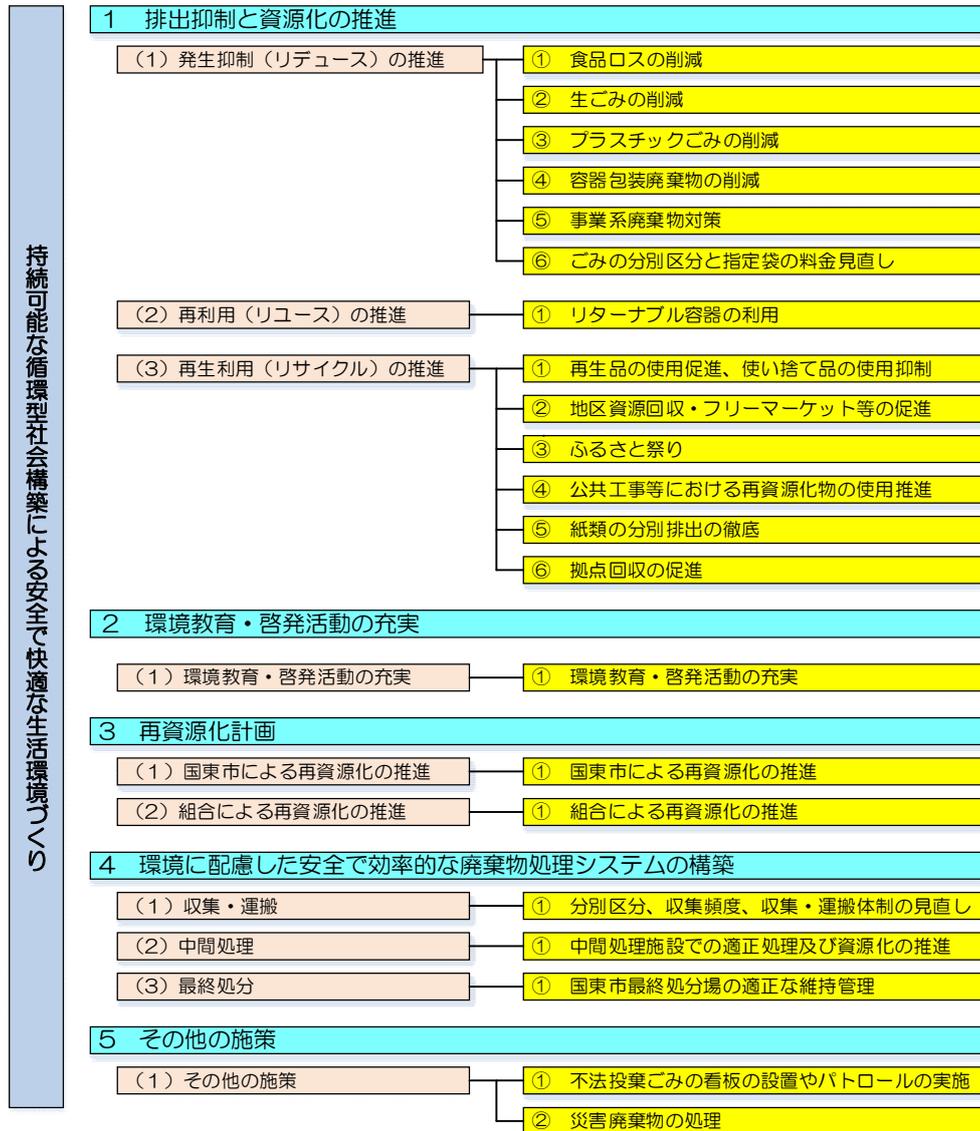
## 【最終処分場の目標値】

目標設定年度（令和 10 年度）において、

- 総排出量に対する最終処分量の割合を 2.5%以下とします。

最終処分量	令和 10 年度 （目標設定年度）	令和 18 年度 （計画目標年度）
最終処分量	149 t/年	140 t/年
最終処分の割合	2.12%	2.22%

ごみ処理の基本理念と4つの基本方針を達成するために、以下の取り組みを行います。



### (1) 将来のごみ処理の処理体制

広域ごみ処理施設稼働後の本市圏域内の収集・運搬については、引き続き本市において実施します。サテライトセンターの運営及び、広域ごみ処理施設までの運搬は、組合が主体となって実施します。

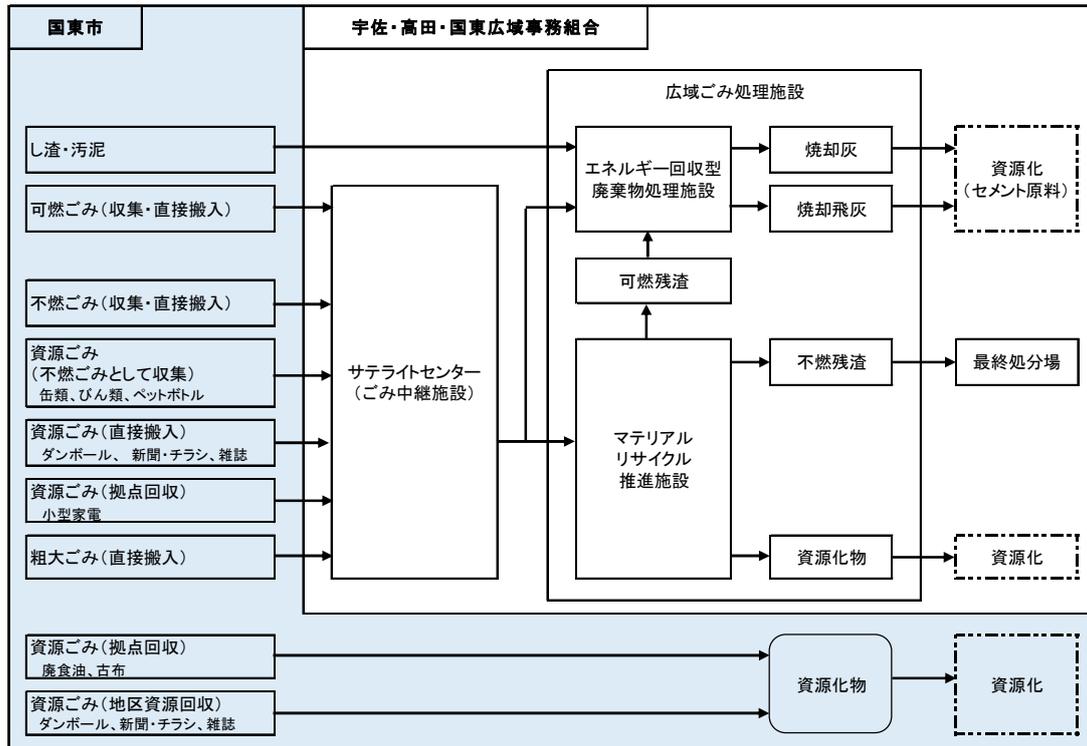
中間処理は、広域ごみ処理施設で組合が実施します。

最終処分は、広域ごみ処理施設から発生する不燃残渣の埋立処分を組合が主体となって実施します。なお、本市所有の最終処分場の維持管理は本市が継続して実施します。

項目	収集・運搬	中間処理	最終処分
現状	国東市	国東市	国東市
広域ごみ処理施設稼働後	国東市及び組合	組合	国東市及び組合

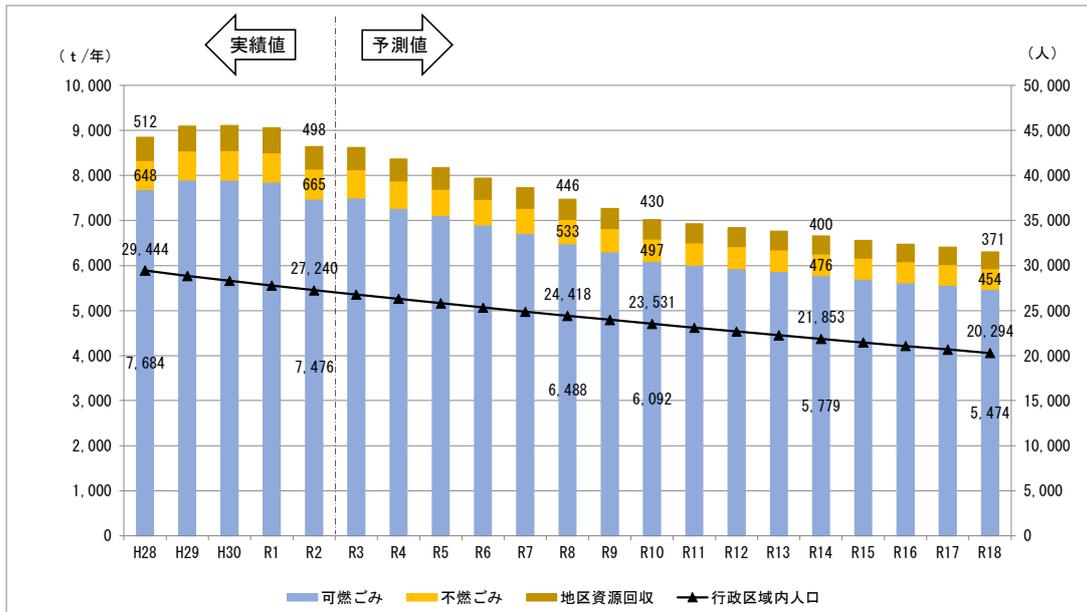
## (2) ごみの将来フロー

広域ごみ処理施設供用開始後のごみ処理フローは以下のとおりです。



## (3) 行政区域内人口とごみ量の予測結果

行政区域内人口は減少すると予測されます。ごみの発生量は、人口の減少や排出抑制策を実施することにより減少すると予測されます。



国東市役所 環境衛生課 環境衛生係 令和4年3月発行

〒873-0503 国東市国東町鶴川149番地

TEL : 0978-72-9001 FAX : 0978-72-9002